

公正競争条件確保法案 概要

1 目的

公的資金による事業再生支援が公正かつ自由な競争を阻害するおそれがあることに鑑み、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する指針の策定等について定めることにより、これらの者の対等な競争条件の確保を図り、もって国民経済の健全な発達の促進に資する。

2 定義

- 「公的資金による事業再生支援」とは、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者について、債務等の調整が行われる場合において、政府（政府が出資する法人を含む。）が出資して特別の法律により設立された法人（政府出資法人）が、当該事業者の事業の維持更生又は再生を支援する目的で行う次の行為をいう。
 - 金銭債権の取得
 - 資金の貸付け
 - 債務保証
 - 出資
 - その他経済的利益を生じさせる行為 ※ 東日本大震災事業者再生支援機構は対象外
- 「事業再生支援法人」とは、1の支援を行う場合における政府出資法人をいう。
- 「公的資金再生事業者」とは、1の支援を受け、事業再生支援法人が1の支援に係る全ての業務を完了するまでの間にある事業者をいう。

3 基本原則

公的資金による事業再生支援は、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との競争条件に対する影響が、公的資金による事業再生支援の目的を達成する上で必要最小限のものとなるよう、行われなければならない。

4 指針の策定等

- 公正取引委員会は、公正かつ自由な競争の促進を図るため、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との競争条件に対する影響が公的資金による事業再生支援の目的を達成する上で必要最小限のものとなるようにするために、公的資金による事業再生支援の当該競争条件に対する影響の評価の方法、当該影響を緩和することに資する方策等に関し、事業再生支援法人及び関係行政機関の長が勘案すべき基本的事項に関する指針を策定し、公表するものとする。
- 公正取引委員会は、1の指針を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長の意見を聴くものとする。

5 事業再生支援法人及び関係行政機関の長の責務

事業再生支援法人が公的資金による事業再生支援を行うに当たっては、また、関係行政機関の長が公的資金による事業再生支援に関連して公的資金再生事業者又は同種の業務を営む事業者に対し処分等を行うときは、4の指針を勘案するものとする。

6 事業再生支援法人及び関係行政機関の長に対する通知

- 公正取引委員会は、支援又は処分等が4の指針に照らし適切に行われたと認められず、かつ、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との競争条件に対する影響が著しく大きく、公正かつ自由な競争を確保する上で特に必要と認めるときは、事業再生支援法人又は関係行政機関の長に対し、その旨を通知することができるとともに、通知をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- 事業再生支援法人又は関係行政機関の長は、1の通知を受けたときは、当該支援又は処分等に係る状況を総合的に勘案し、必要な措置を講ずることができる。
- 事業再生支援法人及び関係行政機関の長は、2により講じた措置について、公正取引委員会に通知しなければならない。

7 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行